

第171回北上地区消防組合
議 会 定 例 会 議 録

開会 令和4年2月8日

閉会 令和4年2月8日

北上地区消防組合議会事務局

第171回定例会会議録

目 次

令和4年2月8日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者	1
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
行政報告及び施政方針	3
現金出納検査結果の報告	8
一般質問	8
・ 2番 熊谷 浩紀 君	8
報告第1号 自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について	15
議案第1号 北上地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例	18
議案第2号 令和3年度北上地区消防組合補正予算（第2号）	20
議案第3号 令和4年度北上地区消防組合予算	24
議案第4号 いわて消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について	32

第171回定例会結果

議案番号	件名	議決月日	議決結果
議案第1号	北上地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例	2月8日	原案可決
議案第2号	令和3年度北上地区消防組合補正予算(第2号)	2月8日	原案可決
議案第3号	令和4年度北上地区消防組合予算	2月8日	原案可決
議案第4号	いわて消防通信指令事務協議会の設置に関する協議会について	2月8日	原案可決

令和4年2月8日（火）

議事日程第1号

令和4年2月8日（火）午後3時00分開議

北上地区消防組合消防本部会議室

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告並びに施政方針

第4 現金出納検査結果の報告

第5 一般質問

2番 熊谷浩紀

DNARに関する北上地区消防組合の対応について

第6 報告第1号 自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分

第7 議案第1号 北上地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する
条例

第8 議案第2号 令和2年度北上地区消防組合補正予算（第2号）

第9 議案第3号 令和3年度北上地区消防組合予算

第10 議案第4号 いわて消防通信指令事務協議会の設置に関する協議

出席議員（7名）

1番 藤原常雄君

2番 熊谷浩紀君

3番 小田島徳幸君

4番 鈴木健二郎君

5番 柿澤繁俊君

6番 高橋 到君

7番 高橋 晃大君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管理者（北上市長）	高	橋	敏	彦	君
副管理者（北上市副市長）	及	川	義	明	君
副管理者（西和賀町長）	内	記	和	彦	君
会計管理者（北上市会計管理者）	菅	野	和	之	君
監査委員	高	橋	政	芳	君
監査委員事務局長	佐	藤	康	浩	君
事務局長（消防長）	菊	池	洋	幸	君
事務局次長	折	居	基	宣	君
総務課長	小	原	和	弘	君
予防課長	昆	野	美	継	君
警防課長	高	橋	一	哉	君
北上消防署長	高	橋	克	哉	君
西和賀消防署長	高	橋		毅	君

関係市町出席者

北上市企画部危機管理監	及	川	佳	則	君
西和賀町総務課長	高	橋	三	智昭	君

議会事務局出席者

事務局長	菊	池	洋	幸	君
事務局次長	小	原	和	弘	君
書記	佐	藤		忍	君
書記	小	岩		晃	君
書記	高	橋		梢	君

午後3時00分 開 会・開 議

○議長（高橋晃大君） ただいまの出席議員数は7名であります。定足数に達しておりますので、これより第171回北上地区消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております、議事日程第1号によって進めます。

○議長（高橋晃大君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、5番柿澤繁俊議員、6番高橋到議員を指名いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

○議長（高橋晃大君） 日程第3 行政報告並びに施政方針について、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

（管理者 高橋敏彦君 登壇）

○管理者（高橋敏彦君） 本日、ここに第171回北上地区消防組合議会定例会が開会されるにあたり、行政報告及び令和4年度における消防組合運営方針の一端を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に対する当消防組合の対応について申し上げます。

管内の感染状況は、現在第6波の新規感染者が増加傾向にあり、今後爆発的に感染者が急増した場合に限らず、万が一職員が感染したとしても消防業務が滞ることがないように北上地区消防組合新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画に基づき対応しているところであります。今後においても感染防止対策を更に強化し、適切な消防行政を推し進め、住民の期待に応えてまいります。

次に、資機材の更新等について申し上げます。

まず、消防車両の更新について申し上げます。大堤分署配備の広報車

は、昨年10月下旬に納車され、運用を開始しております。また、和賀分署配備の高規格救急自動車は3月下旬に納車予定となっております。

また、昨年8月には、上空から災害状況を把握して的確な消防活動が行えるよう、小型無人航空機、ドローンを導入し、操縦の教育を受けた6名の職員で運用しているところであります。今後、災害が発生した際には、速やかに上空からの情報を収集し、消防活動の安全及び効率化を図っていききたいと考えております。

次に、昨年策定いたしました公共施設等総合管理計画に基づく消防庁舎建設事業について申し上げます。特に、消防本部庁舎建設に係る計画にあっては、立地条件に適した用地を先行して取得する目的で、公共用地先行取得事業特別会計設置条例を昨年10月に制定したところであります。現在、1万5,000平方メートルの用地確保に向け、候補地選定作業を進めているところであり、今後においては、候補地を絞り込み、具体的な事業内容を候補となる土地の地権者に示しながら速やかな用地取得をめざしてまいります。

続きまして、令和3年の消防組合の主な活動から御報告申し上げます。

火災の発生件数は32件で、令和2年より1件の減であり、過去20年では平成28年に次いで少ない件数でありました。

火災種別の内訳としては、建物火災が最も多く18件、車両火災が4件、林野火災が1件、その他の火災が9件でありました。なお、火災による死者は4名で、全員が65歳以上の高齢者となっております。

救急業務につきましては、出場件数は3,623件で、令和2年に比較し、220件の増となっております。搬送人員は3,308名で、そのうち65歳以上は2,045名であり、搬送人員の62%を占めております。応急手当の普及促進につきましては、救命講習会を98回実施し、2,364名が受講しております。

次に自然災害への対応について申し上げます。

令和3年中においては、消防災害警戒本部を12回、消防災害対策本部を1回設置して対応したところでありましたが、幸いにも、人的被害は発生しておりません。

次に、事業所等への消防訓練の指導については、142回実施したほか、

自主防災組織に対し、8回、25組織に指導しております。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

続きまして、消防組合の今後の運営方針について申し上げます。

昨年7月には静岡県熱海市、8月には佐賀県嬉野市において、台風や豪雨による自然災害が発生し、多くの方々が犠牲となりました。当組合管内においても、年々激しさを増す風水害等の大規模な災害に備え、各種資機材の配備を計画的に行うとともに、職員の知識及び技術を向上させるため、消防学校の教育をはじめとする各種研修会へ派遣、資格取得への支援を継続的かつ計画的に進めてまいります。

次に、火災予防の分野について申し上げます。

昨年12月には大阪市において、複数のテナントが入居する地上8階建ての雑居ビルから火災が発生し、多くの方々が死傷しました。この火災を受け当組合においては、19件の類似施設に対して立入検査を実施したところであり、検査の結果については、避難経路及び防火戸の閉鎖障害等の違反はありませんでした。今後も、定期的に立入検査を実施し、消防法令違反の是正を図ってまいります。

次に、救急活動について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況の中、救急・救命活動につきましては、救急隊員の感染防止対策を徹底し、適切な救急業務を実施してまいります。併せて、救急隊員の研修及び救急資機材の更新整備を計画的に行うとともに、救急車の適性利用という面におきましても広報活動等に力を入れてまいります。

最後に、職員の採用について申し上げます。

来年度の採用職員は6名を予定しており、再任用職員の5名を含め、職員数は144名となります。

以上、行政報告及び施政方針の一端を述べさせていただきましたが、引続き住民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 2点の報告について伺います。一つは消防庁舎

の用地取得についてであります。管理者は速やかに取得をというお話しでしたけれども、見通しはどのようになっているのか、計画通り進んでいくのかということです。現状、どういうふうな土地取得に向けた取り組みをされているのかということをお聞きします。

それから、職員採用についてであります。新規採用を6名、それから再任用を5名、定数というか職員数を144名、これは新しい年度の数だということですが定数でいいますと145名という、たぶん目標をもっておられたと思いますが、1名まだ揃わないということですが、これについては定数の達成についての目標となっているのかお聞きします。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず職員の部分でございますが、定数は145名ではあります。ただ、これにつきましては、以前のこれは一般質問の時だったと記憶しておりますが、今後の採用の見込みというところに関しましては、一度に大量採用することで、職員の偏りが生じるということからいたしまして、計画的に平準化を図るような計画で進めておりますので、見込みといたしましては、令和6年度に定数の145名になる予定でございます。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） 鈴木健二郎議員から庁舎建設の御質問がありましたので御説明申し上げます。

現在、昨年10月の全員協議会でお示しした通りに公共施設管理計画に基づき進めているわけですが、その時に説明した通りに、やはり消防庁舎というのは、どこにでも建てればいいのではなくて、火災や救急が発生した場合、速やかに駆けつけられる立地条件、医療機関又は高速道路に近い位置を求めています。ただ、その時にも御質問がありましたが、本当に土地が確保できるのかというところで、現在この消防本部からインターチェンジの範囲、3キロ以内のところ、複数の土地を選定しております。その中に10月よりは具体的に場所は確定し絞り込んだ段階に入っております。ただし、御心配なのは、こちら側がよしとしても大事な土地でございます。地権者様と十分に丁寧な説明を行いながら、最後は買収となりま

すけども、そこは一人でも欠けると、やはり先ほどの立地条件を満たした土地を速やかに取得することはできませんので、その部分の大きな筋ができましたならば、改めて御説明させていただきます。

あくまでも、建設は令和13年度の完成というふうに示しておりましたので、それに向けて速やかに、あとは、いろんな規制が集まってくる土地もあります。その解除のために事務手続きもありますので、同時進行で進めていきたいと思えます。御理解の程、よろしくお願ひします。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 職員定数については、分かりました。前と変わらないということですね。

それから庁舎建設用地についてですけども、改めて管理者は、速やかに取得のために、取り組んでいくという最初の報告のとおりでありまして、当初、去年に私は早めに用地取得をして、相手があるわけですので、簡単にはいかないというふうに思うのですが、先ほど私が聞いた通り、現在どういうふうな状況になっているのかということですが、速やかに取得できるという状態になっているのかどうか、取り組みの状況をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） 鈴木健二郎議員の御質問にお答えします。

具体的な話や交渉の内容までは控えさせていただきますが、やはり住民に接して、私がじかに地権者の方々とお話ししております。その中でやはり皆様が言うのは、公共施設、防災施設のことを私は強く申し上げております。やはり災害が起きた際には、拠点とする場所を作っていきたいというところで、お話しした段階では、地権者の皆様は非常に私たちの事業計画を率直に受け入れております。ただし具体的に、よし、というところまではなかなかいってなく、これは反対ではなくて、隣同士の地権者とのやり取りがありますので、そこになるともう少し時間が必要かと思えます。見通しからすれば、スムーズに事業が進められているというふうに見ております。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第4 現金出納検査の結果について報告を行います。書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、検査の対象及び検査の結果についてのみ朗読させます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） ただ今の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第5 これより一般質問を行います。通告に従い、質問を許します。2番熊谷浩紀議員。

（2番 熊谷浩紀君 登壇）

○2番（熊谷浩紀君） 2番熊谷浩紀です。それでは、通告に従い一項目の質問をさせていただきます。

DNARに関しての北上地区消防組合としての対応について伺います。

DNARとは、心肺蘇生拒否、心肺蘇生不実施を指します。近年、日本の出生率は減少が止まらず、一方では高齢者が増加し、少子、超高齢化社会となっているのは御存じの通りですが、このような状況下で119番通報を受けた救急隊員が現場に到着すると、傷病者は心肺停止状態にあるにも関わらず、心肺蘇生法、CPRを開始しようとする傷病者の親族から拒否、DNARされる場合が増加しつつあり、問題視される事例も増えているということです。

このような状況下で、119番通報を受け、現場到着した救急隊員は、心肺停止状態の傷病者の家族からDNARと言われても、本来死亡診断は医師等のみに認められる行為であり、且つ救急隊員に死体搬送は許可されていないため、心肺停止状態である傷病者として、救急蘇生を行いながら医療機関に一早く搬送しなければならないこととなります。

このような症例があるため、本来の救急隊の能力が削がれて、救命可能な傷病者を見殺しにする結果になりかねないということですが、このこと

についての当消防組合では心肺蘇生拒否、DNARについて、どのように定義をして考えているのか、1つ目に伺います。

消防法では、定められた消防の救急業務は救命を前提としており、DNARは従来と異なる概念の対応となります。総務省消防庁が実施した実態調査では、DNARへの対応方針を定めている消防本部が全国で45.6%、対応方針の内容として家族などから傷病者本人のDNARの意思表示が伝えられても救急蘇生を実施しながら医療機関に搬送するが最多で60.5%、家族などから傷病者本人のDNARの意思表示が伝えられた場合医師からの指示など一定の条件のものにDNAR又は中断することができるが30.1%、その他が9.3%となっております。東京消防庁では、御本人や御家族の意思を尊重し、かかりつけ医や地域の主治医などの指示を受けて、蘇生処置の不実施、DNARへの対応方針を導入しておりますが、当消防組合では、DNARに対する対応方針又はガイドライン等は定められているのか、2つ目に伺いたいと思います。

医療機関であれば御本人又は御家族が、こういう最終的な心肺停止時に蘇生処置はしないで欲しいとの要望があった場合、医師の判断で家族に確認し蘇生処置をしない場合もあると思いますが、末期癌などで最後の時間を自宅で過ごされている方などの場合に、本人がDNARと分かっているにもかかわらず、容態が急変し、状況によっては、家族が気を動転させて119番通報し、DNAR心肺蘇生は行わないでほしいのだけれども、医療機関には搬送して欲しいというような希望などがあるという事例も見受けられております。当消防組合では、119番通報があった場合、傷病者が救急処置を行わなければならない状況において、これまでに、御家族などからの申し出や、医師、例えばかかりつけの主治医等による連絡により、蘇生処置の中止などの事例はあったのでしょうか。3つ目にお聞きしたいと思います。

質問は以上です。

○議長（高橋晃大君） 管理者。

（管理者 高橋敏彦君 登壇）

○管理者（高橋敏彦君） 熊谷浩紀議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、DNARの定義及び考え方について申し上げます。

DNARとは、終末期等において、心肺蘇生を望まない傷病者に対して心肺蘇生措置を実施しないこととされているところであり、その取扱いについては、医療分野、在宅医療分野、消防が担う救急分野などの各団体が担っていることから、統一された定義として示されていないという状況であります。

当消防組合においては、傷病者、家族等からDNARの意思表示があったとしても、家族及び医師に対して消防法令で定められた救急業務の責務を説明し、同意を得た上で救急活動を行っているところであります。

次に、DNARに対する対応方針又はガイドラインの定めについて申し上げます。

総務省消防庁から発出された救急業務のあり方に関する検討会、傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会の報告書においては、救急隊の現場活動は、傷病者が心肺停止となった経過、かかりつけ医等との連絡の有無、犯罪の疑いの有無など千差万別な状況であることに加え、救急現場の多くは、医師の臨場はなく、通常救急隊には事前に傷病者の意思が共有されていないことから、情報収集するためには時間的な制約があると報告がなされております。

さらに、この検討部会が示す、DNARに関わる今後の対応については、さらなる知見と検討が必要としており、将来的には、救急隊の対応について、標準的な手順についても検討を進めていく必要があると理解しております。

これらのことから、現在、当消防組合においてはガイドラインの策定はしておらず、救命処置を行い医療機関に搬送しているところであります。

次に、家族からの希望又は医師からの指示により救命処置を中止した事例、不搬送とした事例があったかについてでございますが、DNARの意思表示があった事案に対しては、いずれも家族及び医師に対し、救急隊から救急業務の責務に関する説明を行い、同意を得たうえで、救命処置を行いながら医療機関に搬送しているため、これまでに救命処置の中止又は不搬送とした事例はございません。以上であります。

○議長（高橋晃大君）　　2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず、DNAR、心肺蘇生処置の拒否ですが、DNARを希望する方がですね、心肺停止になり、救急隊がその場で主治医に連絡して医師が来るまでの間に、何時間であろうと救急隊は待機せざるを得ませんが、これは、医師だけが死亡診断として判断し、診断書を作ることができるということが言えると思います。今後、出動現場においての対応が重要と認識しますが、特に災害に見舞われている時など、ほかに搬送しなければならない傷病者がいくつも同時に起こりうる場合も想定されると思います。待機時間の短縮や救急隊の負担軽減などについて、現状に対する課題や、これからの対応についての考えを伺いたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。

まず、ただいまの御質問ですが、先ほど管理者から答弁がございましたけれども、基本的には、家族、そしてかかりつけの医師に、こういった方々にしっかりと救急隊の責務について説明して搬送しているのが現在の状況でございます。ただ、今後、そういったことが更に出てきたらという部分でございますが、これに関しましては、まず一般論としてではあります。ガイドラインといった場合は法律を守るために指針として定められておまして、さらにマニュアルは、指針に従った行動内容を定めてあるものだと認識しております。このことから考えますと、私たち消防機関に関連する法律としましては、消防組織法の1条で任務、消防法の中で目的、こういったものが定められた中で、これらの法律の中で更に具体的に消防活動や救急活動について、個別具体的な根拠となる法律が作られております。こういったことから今後ですね、法改正あるいは総務省消防庁からの特段の指示がない現在において、任務を行わないガイドラインを作るとするのは、法令に基づく活動基準から逸脱することとなる可能性があり、法令責任が問われる点もあります。また、救急隊が生死に直結する心肺蘇生の中止に単独で適切な判断をするということは非常に難しく、医師の介在が必要であると考えております。更に、心肺停止に至った経緯が本当に終末期における不可逆的な状態であって、外因性が無いということを観察

して結論を出すということは非常に難しいことから、ガイドラインの策定というのは難しいと考えているところでございます。ただ、DNARに関しましては、終末期において、傷病者自身が安らかな死を迎えたいとの希望というのは尊重されるべきだという意見が世の中にはあるというのは承知しております。現状の医学的倫理上の問題と救急活動における法律の問題は別のものだというふうに捉えておりますので、今後、国の方針を注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） ガイドラインは、先ほど管理者からも考えていないということと、事務局長からもなかなか難しいという話し、それからマニュアルのような形としては出来上がっているということで、対応はしているというお話しは今お聞きました。

まず今、やはり高齢者が増加傾向というのは御存じの通りなんですが、それに対応して、死に対する価値観とか尊厳死、それから安楽死など、様々な事案があります。このDNAR等、本人はもとより、家族を巻き込みながら死に対しての方々を多く見受けられると思います。

それに対して救急現場から医療機関に搬送する救急隊の役割、救急救命士が実施する医療行為は命を守る、それから救う、それから助ける行為は重要であり、大事だと私も思っております。今巷では、病院前医療という言葉があります。病院前医療におけるメディカルコントロール体制というのがありまして、そのメディカルコントロールに対して、メディカルコントロール協議会というものがあるというお話しを聞きました。救急救命士に対する指示体制や救急隊員に対する指導や助言体制の調整、救急活動の事後検証に必要な措置に関する調整など、いわゆる救急業務の高度化を図るための業務という話しでございます。当組合では、メディカルコントロール協議会との連携などはどうなっているのか、それから救急活動の事後検証に必要と思われるDNARの申し出の集計や、今後の調査の実施は行われるのか、その他に関してお聞きしたいと思っております。

○議長（高橋晃大君） 警防課長。

○警防課長（高橋一哉君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まずメディカルコントロール協議会というものですが、岩手県においてもメディカルコントロール協議会が設置されております。私ども北上消防管内にも北上地域メディカルコントロール協議会が設置されております。議員がおっしゃいました通り、指導救命士の役割、あとは指導救命士を通じての指導体制、救急事案の検証、検証医を定めまして、検証の対象となった事案については、検証医の方に検証をお願いして、救急隊にフィードバックをして更なる活動の向上を図るという体制を構築しております。そのほかには、救急隊が行う救急活動のプロトコルを定める際には、こちらのメディカルコントロール協議会で承認をいただいて、そのプロトコルに基づく活動を実施しているという状況でございます。

もう一つのDNARの事案の集計についてのお話しでございましたけども、これにつきまして、現在私どもで調べているのは過去5年間、DNARの申し出が患者さんの家族や関係者からあった事案についてでございますが、過去5年の状況としては3件、現場での申し出があった事案を調査したものでございます。今後もそういった事案調査は進めていくものであります。

以上でございます。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） やはりDNAR心肺蘇生拒否に対しては、高齢者や病気を持たれて覚悟を決めている方々の様々な対応が重要だと思います。北上市や西和賀町の福祉部、それから病院や医師会などの連携を図り、組合として命に向き合う職業をされていることから、北上地区消防組合として、しっかりとした、独自のガイドラインを構築すべきではないかなと思います。もう一度このことに関して答弁を伺いたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

ガイドラインにつきましては、明確に先ほどもなかなか難しいところでお答えをしたところであります。その上で先ほども触れましたけれども、地域のメディカルコントロール体制、これについての関わりですが、

そもそもメディカルコントロールといった場合は救急業務の高度化を図るということであって、救急業務を止めるという考え方からきているものではございませんので、こういったことを議論する場があったとしても、仮に、その方向性や決められたことが、今我々が行っている消防法に基づく救急活動を上回る効果として、出せるものなのか、現在私どもで判断できかねるということからしますと、やはり従来通り、救急業務を法に基づいて適切に行っていくという考え方でございます。以上であります。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） やはり、体制として、例えば119番通報があつて、指令センターの方から救急隊の方に連絡があると思いますが、たしかに連絡する方は慌てる、例えばDNARの対処があつたとしても忘れていたり、そういう場合もあります。ですので、例えば、その手前、その手前の段階で、例えば北上市には希望ノートそういうものがありますので、そういう時に、そういう所に、例えば末期癌の患者の方だったら、例えばこういう場合になつたとしてもDNARして欲しいとか、そういうのが家族に分かるような体制をとれば良いなと思うんですが、なかなか難しいということ。

それから、全国ではですね、救急安心センター事業というものが行われております。総務省消防庁の方の中で行っているものですが、シャープ7119という電話番号を御存じでしょうか。岩手では、たしかやっていないと思いますが、宮城とか東京、割と首都圏の方でやられているんですね。例えばこれは、救急でなくとも、これが救急の件なのか、それともどうしてよいのか分からないような場合のシャープ7119に電話したりとか、そういうふうな事ができる仕組みになっております。119番する手前の相談事できるような形となっております。こういうのを例えば、これは岩手県の事例なのか分からないのですが、北上地区消防組合、その辺の中で使うことができないのかと思いますので、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。

ただいまのシャープ7119の事業についてでございますが、これにつき

ましては、令和2年度の岩手県のメディカルコントロール主催での岩手県としての回答されたものがございます。この回答の内容が、諸課題、これは実施の体制であるとか費用負担ということのようです。この整備と検証について、消防本部をはじめ市町村や医療機関などの関係機関と連携して進めていきたいと考えているというような考え方をされているようです。こういったことからいたしまして、今後、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員の質問を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第6、報告第1号、自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、報告第1号、自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について、御説明申し上げます。

事故の概要は、令和3年1月16日午前7時25分頃、秋田自動車道で発生した交通事故事案に出動中の西和賀消防署、水槽付き消防ポンプ自動車が、西和賀町小繫沢地内のT字路交差点において、軽乗用車と接触し、双方の車両が損傷したものであります。

損害賠償の示談については、事故の責任割合を消防組合側が30%、相手側が70%の割合で損害額を賠償するとして示談が成立したもので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、昨年2月18日に専決処分をしたものであります。

なお、損害賠償額の2万8,200円は公益社団法人全国市有物件災害共済会から全額給付となるものであります。

この事故は、水槽付き消防ポンプ自動車が路面凍結により一時停止位置で停止することができずに交差点に進出したことにより、東進中の軽乗用車と接触した事故であります。

特にも事故の危険度が高まる冬期間の緊急車両の運行については、日頃から安全運転の教養と訓練を重ねているところではありますが、この事故を教訓として、同乗者全員での安全確認と危険予知について、更なる周知徹底を図り、より一層の安全走行に努めているところでもあります。

なお、本件の報告につきましては、本来であれば昨年10月の定例会において御報告すべきものでありましたが、年を跨いでの報告となりましたことをお詫び申し上げる次第であります。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 御報告ありましたけれども、まず1年以上もたっているんですが、年を跨いだという報告ですが、その理由はなぜ遅れたのか。それから、凍結していて、回避を出来ない時もあるでしょうけど、特に消防車両、救急車両は絶対事故を起こしてはならないと思うのですね、どのような状況においても、ですから、そうした現場での安全確認というのはしたのしょうけれども、停まっても停まれきれなかったと、もうちょっとその辺も具体的などちらが一時停止で、どちらが優先かという、3対7の過失割合ということですが、割合ではなくて、細心の我々はそういった安全確認を取る必要があると思ったのですが、その状況を教えてください。それから、和解はいつしたのですか。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。

遅れた理由でございますが、まず、これを処理いたしましたのは、昨年の2月になりますが、これは当初10月に報告すべきものでありましたが、単純に失念したということでございます。時期があまりにも早かったために10月の定例会の時に、この事案をその通り失念していたというのが事実でございます。

また、安全確認についてでございますが、これは当時のドライブレコーダーを確認しましたところ、現在資料は持っておりませんが、そんなに速度は出ていた訳ではなく、路面が黒い状態で、乾いているのかどうか分からないような状態というのが映像の中に残っております。T字

路のかなり手前で、通常よりも早い時期にブレーキをかけておりましたが、そのブレーキが殆ど効かない、滑るような状態で交差点に、だんだん速度を落としながら、止まり切れずに進入したというのを確認しております。

先ほど報告させていただきましたけれども、やはりどんな路面であっても私たちは、災害現場に行って安全に帰ってくるというのが仕事でございますので、いかなる路面であっても油断することなく、そういったところを徹底してまいりたいということでは指導しておるところでございますので、今後もそのように進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） 先ほどの鈴木健二郎議員から御質問がありました和解面について御説明を申し上げますが、手元には和解面の資料は持ち合わせませんが、事故の発生は1月16日、専決処分をしたのは2月18日の1か月くらいでございます。うちの方としては、事故の発生とともに、すぐ事故の調査と先ほど言いました、全国市有物件共済会の職員とのやり取りをいたしますので、和解にあつては1か月以内で和解されております。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 忘れてしまったことなんですけれども、1か月足らずで和解して専決処理をしている訳なんです。それをぼうっと過ごすのではなくて、やっぱりこういう案件は相当重視していかないと、やはり同じだと思ふんですよね。抜けていたと思ふんです。だからこういうことは絶対にしてはならないなというふうに思いますので、事故を起こした場合の処理も、そして議会に報告するそうした手順やシステム、そこに問題はなかったんですか。その処理した後の報告のものはどういうふうになっているのかですね。その辺質問します。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） ただいまの御質問に申し上げます。

やはり、起きた事故等の報告は、議会の準備に伴って、やはり担当する職員が集まりまして、今回の議案するもの、報告するものをすべてテーブ

ルに上げまして、チェックをしながらやっているところでありました。ただし、先ほど申し上げました通りですね、事故の報告に関して、上司であり、私からの部下に対し、この報告というところの指示が欠けてしまったところが主な原因であります。今後におきましても、やはり再度、気を引き締めて、このような事故がないように気をつけてまいります。

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第7、議案第1号、北上地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第1号、北上地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が個人情報の保護に関する法律に統合されること等に伴う改正及びその他の所要の整備をしようとするものであります。なお、施行日は令和4年4月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 提案理由は分かりました。3つが統合になるということですが、お聞きしたいのは、なぜ統合に至ったのか理由ですね、統合理由。それから統合することによって何がどのように変わっていくのかということをお聞きします。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。

ただいまなぜ、変わるかというところでございますが、これは、国の方での議論の中で、各自治体によって、この条例の作り込みが違うというよ

うな部分で、必要な情報の開示ができないというようなところを解消するために一元化を図るといふような趣旨で改正されるといふような内容になっております。今回の改正につきましては、現在、当消防組合でも持っておりますこの条例ですが、法改正に伴うこゝといった文言の整理をしっかりと整えるといふところで、今回改正することです。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） もうちょっと詳しくお聞きしたかったのですが、分かりました。統合して国も一元化と、そういうことを進めていく訳ですからね。それによって、これまでの行政側が持っていた個人情報、これの何が変わる訳ですかといふことです。そこまで、そういった統合の意義といふのでしょうか、内容について多分承知されて提案したものだと思うのですが、問題は、行政側が持っていた個人情報が何がどのように変わるのかといふことでお聞きしたつもりですが、これについて、もう一度お聞きしたい。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。

改正理由に関しては、主な点であります、やはり現在の個人情報といふものがですね、行政機関と個人という問題ではなくて、更に本人の権利の方が強化されたといふところが一つであります。

もう一つは事業者に対する責務が追加されております。その中には、もし個人情報が漏洩した時の報告の義務であり、不適正な利用の禁止ですといふことが強く謳われているようでございます。もう一つは、やはり違反に対してペナルティーを科すと、いふところの強化も謳われております。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 説明をお聞きしますと、要するに個人情報を保護することについて、保護が強化されたといふ説明でよろしいのですか。

○議長（高橋晃大君） 休憩いたします。

（午後3時56分 休 憩）

(午後 3 時 57 分 再 開)

○議長 (高橋晃大君) 再開いたします。事務局長。

○事務局長 (菊池洋幸君) お答えいたします。先ほどの総務課長からの答弁は、主な改正というところでございまして、内容的には、今まで通りというところであります。

以上です。

○議長 (高橋晃大君) これをもって質疑を終結いたします。

○議長 (高橋晃大君) これより討論に入ります。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (高橋晃大君) これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 1 号、北上地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (高橋晃大君) 異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長 (高橋晃大君) 日程第 8、議案第 2 号 令和 3 年度北上地区消防組合補正予算第 2 号を議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

(書記朗読)

○議長 (高橋晃大君) 提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 菊池洋幸君 登壇)

○事務局長 (菊池洋幸君) ただいま上程になりました議案第 2 号、令和 3 年度北上地区消防組合補正予算第 2 号について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、第 1 条歳入歳出予算の補正から御説明申し上げます。

今回の補正の額は、歳入歳出の総額から 6,325 万円を減額し、予算の総額を 15 億 126 万 3,000 円にしようとするものであります。

主な内容を歳出から申し上げます。8ページを御覧願います。

1款、議会費の116万5,000円、2款の総務管理費36万3,000円、監査委員費8万5,000円のそれぞれの減は、議員研修視察の特別旅費の不用額を減額しようとするものであります。

3款1項1目常備消防費については、6,176万8,000円の減額であり、その内、給料、職員手当及び共済費の職員人件費、5,712万2,000円の減は、期末手当支給率の改定に伴う期末手当の減、育児休業者及び年度途中退職者による給与、職員手当及び共済費の減によるものであります。

11ページを御覧願います。消防管理運営事業、464万6,000円の減について申し上げます。

8節旅費は、新型コロナウイルスの影響により出張が少なくなったことによる減、10節需用費は、新消防庁舎及び消防車両の増により令和3年度に計上していた燃料費及び光熱水費の年間消費量が予想より下回ることによる減、18節負担金補助及び交付金は、消防通信指令事務協議会負担金の額が確定したことによるものが主なものであります。

3款1項2目消防施設費の14万3,000円の増は、消防本部庁舎用地取得に係る不動産鑑定評価業務委託による増であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

2款、総務使用料の7万4,000円の減は、庁舎内に設置の自動販売機の行政財産使用許可手数料の確定によるものであり、同じく2款の消防手数料の29万1,000円の増は、危険物取扱許可手数料であり、予算を超える収入がありましたので増額しようとするものであります。

5款諸収入の78万9,000円の減は、保険事務等手数料が予算を下回ることから減額しようとするものが主なものであります。

次に1款分担金及び負担金について、御説明申し上げます。14ページを御覧願います。

北上市及び西和賀町の分賦金の補正の額は、先程まで申し上げてまいりました歳入歳出補正の内容を反映させ、北上市は5,411万5,000円の減、西和賀町は859万8,000円の減とし、合計で6,271万3,000円を減額しようとするものであります。

続きまして、第2条の債務負担行為について御説明申し上げます。4ページの第2表、債務負担行為を御覧願います。

現在、昨年策定した公共施設管理計画に基づき、消防本部庁舎建設事業に向け用地取得に取り組んでおりますが、用地取得が順調に進んだ際、庁舎建設基本構想策定補助業務委託費を令和4年度に計上する予定としており、この業務委託に係る入札の公告期間及び準備期間を確保するため、債務負担行為を設定するものであります。

以上、補正予算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議のう え、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。

第1条及び第2条を一括して行います。1番藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 令和3年度中に、中途退職者が4名出てますけれども、これは主な理由というのか、原因になっているのか2点お聞きいたします。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） ただいまの藤原議員の御質問にお答えいたします。

4名の者に関しては、それぞれ諸事情があり個別具体には申し上げられませんが、私たちは職員教育で一日も早く消防職員として仕事ができるように、訓練をし今後期待しているところでありました。しかしながら4名の者にあっては、職場内で何かあった訳ではなくて、また違う職場に将来的な目標や夢があったという申し出を受けております。それに関しては、私たちからすれば残念なことであります。ほかの夢よりも消防職務の夢の方を強くなっていたら良かったんですけども、そこまで言うのであればということで、退職を認めたところであります。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 1番藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 4名とも、それぞれ新しい職場に行ったというところでよろしいでしょうか。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） 御質問にお答えいたします。

4名とも、その通りでございます。

以上でございます。

○議長（高橋晃大君） 1番藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 4名の方の年齢はどの程度なんですか、それと一緒に勤続年数もお聞きします。

○議長（高橋晃大君） 休憩いたします。

（午後4時10分 休 憩）

（午後4時11分 再 開）

○議長（高橋晃大君） 再開いたします。総務課長。

○総務課長（小原和弘君） 先ほどの御質問にお答えいたします。

4名のうち2名が19歳であります。もう1名は21歳、もう1名は30歳であります。そうすると勤務年数は1年目、2年目、3年目、もう1人は10年ほどの勤務年数になります。

先ほども申し上げましたが、再度申し上げます。この4名に関しては、やはり次の夢や目標、やりたいことがあるということにして、職場内での何かの理由ではございません。以上であります。

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより、令和3年度北上地区消防組合補正予算第2号を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（高橋晃大君） 挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第9、議案第3号、令和4年度北上地区消防組合予算を議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第3号、令和4年度北上地区消防組合予算について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、第1条歳入歳出予算から御説明申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億2,150万円に定めようとするものであります。前年度当初予算と比較し、1億4,900万円、率にして9.5%の増となっております。

主な内容については、歳入歳出予算事項別明細書により、12ページ以降の歳出から申し上げます。

1款 議会費及び2款 総務費は、消防組合議員、特別職の報酬及び議員研修の旅費が主なものであります。

14ページをご覧ください。

3款、1項、消防費について、事業別に申し上げます。

1 日常備消防費の給料、職員手当等及び共済費の職員人件費は、11億4,826万円で、前年度に比較し6,284万円の減額となっており、職員数の増減はありませんが、期末手当の支給率改正に伴う期末手当の減及び退職手当負担金の減が主な理由であります。

消防管理運営事業は、1億8,156万6,000円で、前年度に比較し990万3,000円の減額となっております。歳出の主なものは、消防庁舎及び消防車両を維持運営するための燃料費及び光熱水費の需用費並びに消防通信指令事務協議会運営費の負担金となっております。

18ページを御覧願います。

2 目消防施設費の消防施設整備事業は、2億350万円で、前年度に比較し1億5,599万9,000円の増額となっております。令和4年度の主な事業は北上消防署に配備の10トンタンク車、水槽付き消防ポンプ自動車及び

高規格救急自動車の更新によるものであります。

4款公債費は、組合事業の起債に係る償還元金及び利子であり、令和3年度末の起債残高見込み額は、27ページを御覧下さい。前年度末残高見込み額の9億7,348万円であります。

次に、歳入について申し上げます。8ページを御覧願います。

1款、分担金及び負担金の15億5,419万1,000円は、組合構成市町からの分賦金で、歳入全体の90.3%を占めております。北上市及び西和賀町の分賦金の詳細については、28ページを御覧願います。北上市の分賦金の合計は、13億4,683万1,000円、西和賀町の方賦金の合計は、2億736万円であります。

8ページを御覧願います。

2款、総務使用料の13万円は、庁舎内に設置の自動販売機等の行政財産使用許可手数料で、同じく2款の消防手数料の150万円は、危険物取扱許可手数料であります。

10ページを御覧願います。

5款、諸収入の1,737万7,000円は、東日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務支弁金及び岩手県防災航空隊派遣助成交付金が主なものであります。

6款、組合債の1億4,130万円は、北上消防署に配備の10トンタンク車、水槽付き消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の更新に伴う、購入に係る起債であります。

次に、第2条 地方債について申し上げます。

4ページの第2表を御覧願います。

消防施設整備事業に伴う起債の限度額を1億4,130万円とし、その起債の方法等を定めようとするものであります。

次に、第3条、一時借入金については、借入れの最高額を1億4,130万円と定めようとするものであります。

以上、令和4年度北上地区消防組合予算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。

第1条歳入歳出予算、第1表の歳入から款を追って進めます。

○議長（高橋晃大君） 1款、分担金及び負担金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 2款、使用料及び手数料。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 4款、繰越金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 5款、諸収入。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 6款、組合債。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 7款、財産収入。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 以上で歳入を終わり、歳出に入ります。

○議長（高橋晃大君） 1款、議会費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 2款、総務費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 3款、消防費。2番 熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） 消防費の18番の負担金及び交付金の中の、救急救命士の研修教育負担金について聞きたいのですけども、先ほども一般質問の中で救急救命士の話をさせていただきましたけれども、負担金173万円に関しては、どのように使われているのか、ちょっと内訳をお聞きしたいです。

○議長（高橋晃大君） 警防課長。

○警防課長（高橋一哉君） ただいまの御質問にお答えいたします。

救急救命士の育成に係る費用でございまして、北上地区消防組合では救急救命東京研修所に職員を派遣いたしまして、救急救命士の資格の権利を得ております。その後に国家試験を受けまして合格という運びになりますが、その一連の研修費、旅費等を計上しているものであります。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） 研修費と旅費なんですね。救急救命士なんですが、北上地区消防組合の中には今、資格所有者が何名いるんでしょうか。

○議長（高橋晃大君） 警防課長。

○警防課長（高橋一哉君） 令和3年現在で、救急救命士は47名在籍しております。併せまして、先ほど旅費と申し上げましたが、研修費のみということになります。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） 研修費のみということは、単純に旅費とかは別の予算付けでされていることなんでしょうか。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） お答えいたします。

ただいまの旅費等は研修費には含まれず、ページ数からすれば15ページの8節の旅費の特別旅費のところから捻出しております。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 17ページの委託料についてお聞きします。何点かあるんですが、これまでに入っていなかったと思ひまして去年の見るとなかったんですけども、発生理由をお聞きします。何件かあります。上の方から、気象観測装置再検定委託料、それから少し下がって西和賀中継所非常用発電機燃料入替委託料、それからシャッター保守業務委託料、その下、訓練塔落下防止設備点検委託料、委託料の一番下、競争入札参加資格審査申請受付業務委託料、これらの発生している理由をお聞かせください。

それから19ページ、いわて消防通信指令事務協議会推進室運営費は、次の議案にもなってますし、去年の10月にも一連の説明をいただいたものですが、この推進室の業務活動費についてお聞きをします。それから41万9,000円発生しておりますけども、この運営費の算定の根拠もお願いします。

それから、備品購入費ですけども、先ほどありましたけれども10トンタンク車、それから水槽付き消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、資機材これの配備先を聞きます。それから、その下、いわて消防指令センター総合整備事業負担金、これも10月に説明のありましたものですが、運用が令和8年ですけども既に負担金が発生しているわけですが、負担金の内

訳というのでしょうか、算出根拠をお聞きします。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 警防課長。

○警防課長（高橋一哉君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まずは17ページになります。気象観測装置の再検定委託料は、現在の消防通信指令システムにおいて運用しております気象観測システムが来年度定期点検の時期がきているものですから、その対応として計上しているものでございます。5年に1回の点検となっております。

次に西和賀中継所非常用発電機の燃料入替委託料についてでございますけれども、これは無線の西和賀中継所の停電が発生した場合に非常用発電として稼働する発電機の燃料の交換について点検業者に併せて委託したというところでございます。

3つ目、訓練塔落下防止設備点検委託料でございますが、現在北上消防署庁舎の裏にございます訓練塔の間に落下防止用のネットを張り出しまして安全策をとって訓練をしているところでございますが、これを張り出すためのワイヤーが訓練塔の壁体につけられている訳ですけれども、その安全点検が必要であろうというところから、来年度点検を実施しようとするところで計上しているところでございます。

続きまして19ページ、いわて消防通信指令事務協議会推進室運営費というところでございます。これにつきましては、10月の全員協議会で説明いたしました、今度の10消防本部で共同指令をやろうというところの協議に係る協議会を設置する前の準備段階として、その事務を推進する各消防本部の職員が集まって組織している推進準備室というところでございます。これに係る事務用品費などの運営費となっております。

続きまして、18節のいわて消防指令センター総合整備事業負担金でございますが、これは令和8年度の運用開始を目指しまして、令和4年、5年で事業の設計業務委託をするための予算であります。

以上でございます。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） 先ほどの議員の御質問について、変わってお

答えいたします。

まず最初に、タンク車と水槽付き消防ポンプ自動車、高規格救急自動車の配備先ですが、いずれにしても北上消防署に配備するものとなっています。

17ページの御質問のありましたシャッター保守と競争入札参加資格申請業務委託について御説明申し上げます。シャッター保守業務料に関しましては、新しく庁舎を建てました西和賀消防署と村崎野分署のシャッターの保守業務の委託料であります。

また競争入札参加資格に関しましては、今までは競争入札参加資格の審査は、それぞれの業者が紙ベースで持ち込んでいたわけでありまして、これをシステム化しようということで現在、北上市含めまして、市町、一部事務組合含めまして14団体が参加予定となっております。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 非常によく分かりました。訓練塔落下防止設備点検委託料は、ネットとかワイヤーの点検ということですから、これは定期的な点検になっているのか、去年の資料を見ると去年はやっていないというふうに私見たんですけれど、これは落下防止ですから、しかもネットとかワイヤーですと、あまり動かないものかなと思いますので、これは何で点検をやるものか、これをお聞きします。

それから、いわて消防指令センター総合整備事業負担金は、設計に係る負担金だということですが、これは加盟団体でそれぞれ負担出すわけですね。この負担の内訳はどういうふうになっているのか、均等なのか、あるいは人口割りとか、そうしたことがどうなっているのかどうか、設計の全体の金額が分かれば、お答えしていただきたいなというふうに思います。この2点でお願いします。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） ただいまの御質問の中で、訓練塔落下防止の説明に対して申し上げます。昨年の方には入っておりませんが、普段は職員が目視において点検をしておりました。ただし、ただいま着けているワ

ワイヤーなりネットは前回の総取り換えをした時が平成16年であります。ですので、それくらいネットもワイヤーも耐用年数を伸びたわけですが、今回そういう中で、より安全を高めるためにまず一度、全体の構造的なものを含めて安全を確かめて、もしそこで不備があったならば、更新していこうというところで委託するものです。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 警防課長。

○警防課長（高橋一哉君） 消防指令業務の予算の在り方について、御説明いたします。この設計業務に係る費用については、県内3消防本部で運用しておりますメーカーや、その他にも今度の10消防本部でやる規模で対応するであろうメーカーから聞き取りを行った額を基に総額を算出しております。総額については、すいません手元には金額が示されたものがないので、それについては追って御回答させていただきたいと思いますが、算出方法につきましては、10消防本部が共通で使う設備につきましては、均等割りが1割、人口割りが9割という形で算出しております。残りの消防本部が単独で使う部分に関しての設計に関しましては、それぞれの消防本部が費用負担するということになっております。

以上でございます。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 指令とセンターの方は分かりました。訓練塔の落下防止についてですが、これまでは目視でやっていたということですね、非常に危なっかしい状況でやっていたものではないかなと思うんですが、しかも平成16年からということですが、今回は委託をするということですが、私も専門的な検査点検等が必要になってきたからなのかどうか、昨年度やっていなかったということですが、目視で済ませてきた何か理由というのは、これはまさに最低限のことですから、安全にも手を重ねてやる必要があるだろうと、万が一に備えてのことですから。その辺もこれまでの考え方をお聞きします。

○議長（高橋晃大君） 警防課長。

○警防課長（高橋一哉君） 御質問にお答えいたします。

まず最初に、先ほどの指令センター整備の設計費用の負担割合ですが、まだ決定はしておりませんので、今その方向で協議をしているという内容ということでお伝えいたします。

訓練塔のワイヤーについては、先ほど目視点検と言いましたけれども、目視点検というのは、ワイヤーとか、それを支える躯体とそういったものについては、目視と例えば点検ハンマーで叩いたりというところを職員が自主点検として行っているものでございます。ワイヤーについても整備をしておりますし、その他のネットやワイヤーとネットを繋ぐ金具につきましても、取り外し等をして油で整備したりという点検整備は我々職員で実施しているところでありまして。今回業者に委託しようとしている点検については、ワイヤーの出し入れの所に、軋みとか、建物の躯体に歪が出てきている可能性があるというところから、事故や不具合が生じる前に業者での専門点検を実施しようとするものです。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 1番藤原常雄議員。

○4番（藤原常雄君） 先ほど、鈴木議員がお聞きしているのですけれども、備品購入費の中で、タンク車、それから水槽付きポンプ、それから高規格と更新ということなんですけれども、それらはどのくらいの年数を使ったか教えていただきたいです。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） ただいまの藤原議員の御質問にお答えします。北上の10トンタンク車に関しては、平成9年の登録ですので、25年が経過しております。北上救急1の高規格救急自動車ですが、平成21年の3月の登録でありますので12年を経過しております。北上水槽のポンプ自動車であります、平成14年11月の登録ですので19年の使用しております。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4款、公債費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 5款、予備費。（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で歳出を終わります。

○議長（高橋晃大君） 次に第2条、地方債。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 次に第3条、一時借入金。（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより、議案第3号令和4年度北上地区消防組合予算を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（高橋晃大君） 挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第10、議案第4号、いわて消防通信指令事務協議会の設置に関する協議についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第4号、いわて消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、岩手県内10消防本部による消防通信指令事務協議会を設置し、消防通信指令に関する事務を共同して運用するために規約を定めることに関し、関係団体と協議しようとして提出するものであります。

議案の内容につきましては、いわて消防通信指令事務協議会設置に係る規約として、協議会の目的、名称、関係団体等について規定するものであります。

施行日は、令和4年4月1日から施行するものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号、いわて消防通信指令事務協議会の設置に関する協議についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第171回北上地区消防組合議会定例会を閉会いたします。
（午後4時53分 閉 会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合
議 会 議 長

北上地区消防組合
議 会 議 員

北上地区消防組合
議 会 議 員